

EU向け牛肉輸出における 森林減少防止に関する規則（EUDR） 対応

2024年12月

農林水産省畜産局食肉鶏卵課食肉鶏卵貿易班

E U D R (EU Deforestation Regulation) とは①

経緯

- 2023年6月29日、EUにおいて、農業が引き起こしている世界的な森林減少の防止を目的とした規則 (Regulation on Deforestation Free Products (EUDR)) が発効。
- EU域内に対象品目 (牛、カカオ、コーヒー、パーム油、ゴム、大豆、木材の7品目とその派生製品である**牛肉**やチョコレート等) を上市 (域内流通) するには、**当該製品が森林減少を引き起こしていないことを証明** (森林デューデリジェンス: 当該製品の生産が森林減少につながらないことを示す情報の収集、リスクの評価、リスク緩和の措置) する必要。
- 2024年12月30日 (中小事業者は2025年6月30日) からの適用開始を予定していたものの、2024年10月2日、1年の適用開始延期を欧州委員会が提案。同提案は、10月16日にEU理事会により承認されたため、今後、**欧州議会に承認されれば、適用開始は2025年12月30日** (中小事業者については2026年6月30日) 。

※ 牛肉は2023年6月29日 (規則発効日) 以降に生まれた牛の肉 (飼養期間を考慮すると2025年末以降に輸出される牛肉)

概要

規則の構成 (下線部が特に牛肉輸出に関連する事項)

前文 (※ 飼料について記載)

第1章 一般規定

第1～3条 目的・対象、定義、禁止事項

第2章 事業者 (オペレーター) の義務

第4～7条 対象オペレーター

第8～13条 デューデリジェンスの内容
(収集すべき情報の項目等)

第3章 加盟国の義務

第14～24条 加盟国による当局の設置
当局による監督・監査の実施

第25条 罰則

第4章 EU域内流通または域外輸出製品に関する手続き

第26～28条

第5章 国ごとのリスク評価と分類

第29条 国ごとのリスク評価と分類

第30条 第三国との協力

第6章 根拠ある懸念

第31～32条

第7章 情報システム (※ インポーターが通関前に申告するシステム)

第33条

第8章 評価

第34条 影響評価や対象品目の見直しの実施

第9章 最終規定

第35～38条 発効及び適用

付属書I 対象品目

付属書II デューデリジェンス宣言書

E U D R（EU Deforestation Regulation）とは②

概要

対象品目

牛、カカオ、コーヒー、パーム油、ゴム、大豆、木材及び派生製品（牛肉※、チョコ、コーヒー、タイヤ、木製家具、印刷紙等）

※ 2023年6月29日（規則発効日）以降に生まれた牛の肉（飼養期間を考慮すると2025年末以降に輸出される牛肉）

ポイント

- ✓ 対象品目をEU域内に上市するにあたって、事業者（オペレーター）は、以下を実施する必要
 - ①森林減少フリー製品であること及び生産国の関連法規に従って生産された製品であることを示す情報を収集
 - ②上記を証明するデューデリジェンス宣言書を作成
 - ③EU域内に上市する前に生産地情報を電子システムにて申告（EUへ輸出される製品は、通関前に現地インポーターが実施）。
- ✓ オペレーターが収集すべき情報（システムで申告する必要があるのは1及び2）
 - 1. 製品情報（HSコード、名称、数量等）
 - 2. 生産国及び生産地／生産者にかかる情報（牛肉の場合は、出生からと畜までのすべての飼養地の住所）
 - 3. 森林減少フリー製品であることの証明（例：認証、衛星画像を利用した地図等）
 - 4. 生産国の関連法規を遵守して生産された製品であることの証明（例：土地利用、環境・森林、人権、税・貿易関連法令等）
- ✓ 罰則規定あり（EU加盟国当局が設定し、オペレーターに適用）
- ✓ 当局によるリスク分類（国ごとにリスク評価し、①高リスク国、②標準リスク国、③低リスク国に分類）に基づいたオペレーター及び製品の抽出調査の実施
 - ※ 低・標準リスク国ならば、製品の検査は不要。大半の国は低リスク国に分類される見込み。
- ✓ 定期的な規則の見直しによる対象品目の追加
- ✓ 適用開始日（見込み）：2025年12月30日（中小事業者は2026年6月30日）

※ 森林減少フリー製品とは、2020年12月31日以降に森林（＝0.5ha以上、樹高5m以上、樹冠被覆率10%以上の土地）伐採されていない土地で生産された製品。オペレーターが、生産地の地点情報をもとに、衛星写真や認証制度等を用いて判断。

※ 製品を保護・輸送するために使用している梱包材は対象外。

E U D R（EU Deforestation Regulation）とは③

概 要

牛肉の輸出事業者として求められる対応（インポーターへの情報提供）

オペレーター（現地インポーター）は、通関前に生産地情報を電子システムにて申告するため、輸出事業者は生産地に係る情報をインポーターから求められる。

- ✓ 最低限必要な情報（インポーターがシステムで申告する必要のある事項）
出生からと畜までの飼養施設及び処理場の地点情報（住所や緯度経度の情報）
※ 農場の形状全体をカバーする必要はなく、農場内 1 地点の情報で可。農場経営者名等の個人情報不要。
- ✓ 要求される可能性のある情報（オペレーターが収集・保持する必要がある事項）
以下の事項に係る情報や根拠資料の提供を求められる可能性もあるため、輸出事業者は各インポーターに相談・確認する必要。
 - ・製品が森林減少フリーか否かの情報（衛星写真、認証制度等）
 - ・給餌飼料（大豆かす）についての情報
 - ・生産国における合法性（土地利用、環境・森林、人権、税・貿易関連法令等）の情報
※ 基本的には、生産国内において流通が許可されていれば合法と判断

対 応 例

○飼養地住所情報の収集方法

ホスホマイシン不使用申告書、市場、都道府県等を通し、飼養地の住所を把握。

○森林減少フリーの確認

衛星写真（次スライドで説明）、認証制度等

飼養地住所情報の収集方法例

例 1) ホスホマイシン不使用申告書を利用

ホスホマイシンの使用に係る申告書や飼料等給与履歴証明の記載情報を利用。

※ EU等向けに牛肉を輸出するにあたり、申告書の記載内容を利用することに対して、事前に同意を得ること。

※ あらかじめ、不使用申告書に「EU等向けに牛肉を輸出するにあたり、本申告書の記載内容を提供することに同意します。」といった記載をすることも一案。

農家向け周知チラシの例

／ 畜産農家のみなさまへのお願い ／

EUにおける規則の変更に伴い、EUに輸出される牛肉については、出生からと畜されるまでの飼養地住所の提出が必要となりました。

輸出事業者等から、ホスホマイシンの使用に係る申告書や飼料等給餌履歴証明に記載されている内容を輸出手続きの際に利用することへの同意の確認がありましたら、ご協力をお願いいたします。

例 2) 都道府県等を通じて情報を入手

牛の個体識別番号の情報等をもとに、該当する都道府県や家畜市場に問い合わせ、必要な情報を入手。

(様式例) **ホスホマイシンの使用に係る申告書の様式例**

氏名・名称：

住所：

電話番号 :

ホスホマイシンの使用に係る申告書

下記に示す当農場が出荷した牛は、出生（転入している場合は転入日）から転出までの期間、ホスホマイシンを使用していないことを申告します。また、EU 等向けに牛肉を輸出するにあたり、本申告書の記載内容を提供することに同意します。

記

1. 個体識別番号:						—						—	
------------	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	---	--

2. 生年月日 : 年 月 日

3. 転入有無 : 無し ・ 有り (転入日: 年 月 日)

※該当する方に○（転入「有り」の場合は転入日を記入）

4. 転出日 : 年 月 日

以上

衛星写真を用いた森林減少フリーの確認例①

- ① [Google Earth Engine](#)に[Forest Observatory](#)のマップコードを入れ、Run。
- ② 住所（緯度・経度等）を検索し、森林に該当しているか確認。

The screenshot displays the Google Earth Engine web interface. At the top, the search bar contains the text "2", which is highlighted with a red box and a red circle labeled "2". Below the search bar, the "Scripts" panel on the left shows a list of scripts, with "eudrmeat" selected. The "eudrmeat" script is open in the "Script Editor" on the right, which is also highlighted with a red box and a red circle labeled "1". The script code is as follows:

```
1 var image2020 = ee.ImageCollection('JRC/GFC2020/V1').filterDate(  
2   '2020-12-31').first();  
3  
4 var visualization = {  
5   bands: ['Map'],  
6   palette: ['4D9221']};  
7  
8 Map.setCenter(0.0, 0.0, 2);  
9  
10 Map.addLayer(image2020, visualization, 'EC JRC Global forest cover 2020 - V1');
```

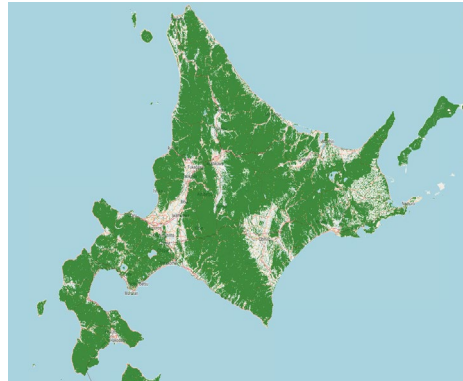
The main map area shows a satellite view of East Asia, including Mongolia, China, and Japan. The map is overlaid with a green forest cover visualization. The "Inspector" panel on the right is empty, and the "Console" panel shows the message "Use print(...) to write to this console."

衛星写真を用いた森林減少フリーの確認例②

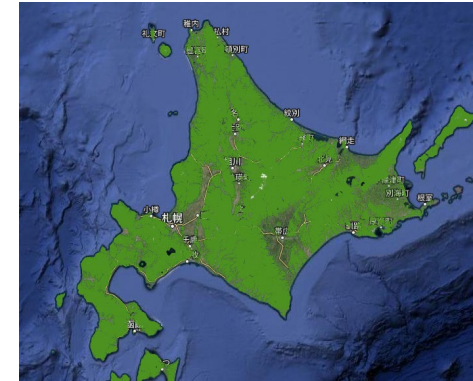
Google Map



EU Forest Observatory
2020年12月末時点の森林を緑色表示



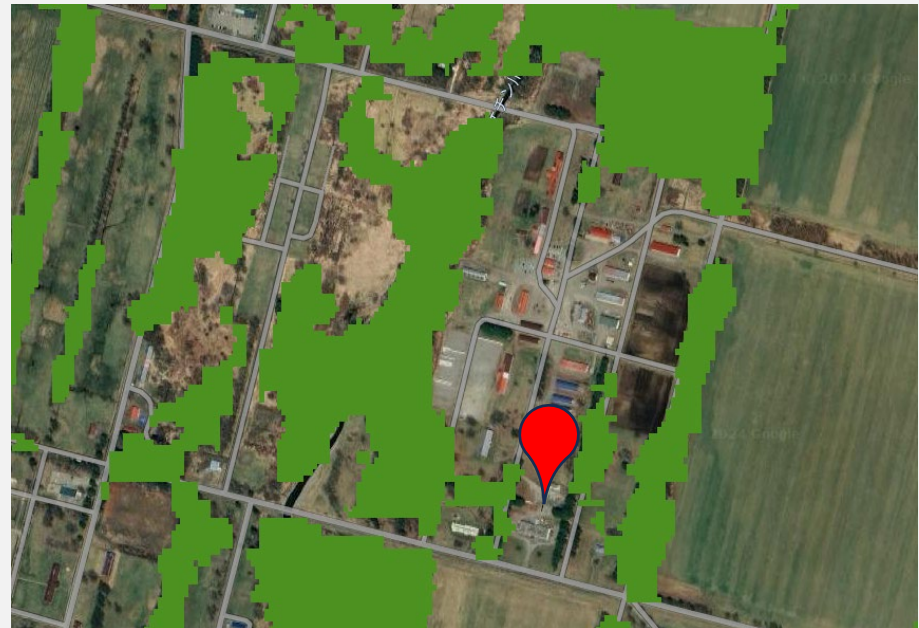
Google Earth Engine
地図と2020年12月末時点の森林を重ね合わせ



Google Map



森林減少フリーの確認



都道府県庁（農林部局）、畜産関係団体のみなさまにお願いしたいこと

（１）畜産農家・家畜市場への周知

○EUにおける規則の変更に伴い、EUに輸出される牛肉について、出生からと畜されるまでの飼養地住所の提出が必要となったことの周知。

○輸出事業者等から、ホスホマイシンの使用に係る申告書や飼料等給餌履歴証明に記載されている内容を輸出手続きの際に利用することについて、畜産農家に同意を求める可能性があることの周知。

★当課からも関係者への周知は行いますが、当課からの声が届きづらい畜産農家や家畜市場（特にJA全農県本部以外が運営する市場）への周知にご協力をお願いいたします。

（２）輸出事業者等からの問い合わせへの協力

○輸出事業者等から畜産農家の住所等について問い合わせがあった際には、当該農家の同意取得の上、必要な情報を提供。

EU等向け輸出関係事業者のみなさまにお願いしたいこと

（１）EU等向け出荷農場への周知

○EU等向け出荷農場に対し、EUにおける規則の変更に伴い、EUに輸出される牛肉について、出生からと畜されるまでの飼養地住所の提出が必要となったことを周知。

（２）EU等向け出荷農場における飼養牛の飼養地履歴の整理

○EU等向け出荷農場の飼養牛（または導入する牛）について、ホスホマイシンの使用に係る申告書や飼料等給餌履歴証明に記載されている情報をもとに、これまでの飼養地住所を整理すること。

※ 必要に応じて、住所情報の利用について農家の同意を得ること。

（３）EU等向け牛肉輸出のインポーターとの連携

○インポーターに対し、EUDRについてどのような対応を求めるか、確認すること。

周知先・方法



農水省からの周知先

<都道府県庁>

<EU等向け輸出関係者>

日本畜産物輸出促進協会
EU等向け輸出事業者
EU等向け輸出認定施設

<家畜市場関係団体>

全国農業協同組合連合会
家畜商協会
家畜市場開設者

<生産者団体>

中央畜産会
中央酪農会議
全国酪農業協同組合連合会



更なる周知を依頼したい先

EU等向け輸出牛出荷農家
(肥育農家、一貫農家)

畜産農家 (繁殖、酪農、育成等)

各地域の家畜市場

農林水産省畜産局

食肉鶏卵課

食肉鶏卵貿易班

代表：03-3502-8111（内線4943）

ダイヤルイン：03-6744-2130